

発議第4号

備前市健康づくり推進条例の制定について

備前市健康づくり推進条例を別紙のとおり提出する。

令和2年6月1日提出

厚生文教委員会

委員長 中西 裕 康

備前市健康づくり推進条例

(目的)

第1条 この条例は、市民の健康づくりに関し基本理念を定め、及び市の責務を明らかにするとともに、市民の健康づくりのための基本となる事項を定めること等により、市民が安心して、いつまでも健康で住み続けることができるやさしいまちの実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 健康 肉体的、精神的及び社会的に全てが満たされた状態にあることをいう。
- (2) 健康づくり 健康の保持及び増進を図るための取組をいう。
- (3) 市民 市内に住所を有する者及び市内に通勤し、若しくは通学する者をいう。
- (4) 事業者 市内で事業を営む個人又は法人をいう。
- (5) 地域組織 区会、町内会その他の一定の地域に住所を有する者により構成された組織をいう。
- (6) 福祉団体 市民の福祉向上に携わる団体をいう。
- (7) 保健医療関係団体 保健、医療及び体力づくりに携わる団体をいう。

(基本理念)

第3条 健康づくりは、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

- (1) 市民一人ひとりが主役となり、健康を支え合う地域づくり及び健康を支える環境づくりを目指して推進されること。
- (2) 継続的に行うことにより、市民一人ひとりがいつまでも生き生きと自分らしく毎日を過ごすことができ、また、健康に暮らしていくために不可欠であることを認識して推進されること。
- (3) 市民、事業者、地域組織、福祉団体、保健医療関係団体及び市が、それぞれの役割又は責務を認識し、相互に連携して推進されること。

(市民の役割)

第4条 市民は、自分の健康を守るため、次に掲げる事項に自ら進んで努めるものとする。

- (1) 市民一人ひとりが健康への関心を持ち、健康づくりの主役であることを自覚すること。
- (2) 健康に関する正しい知識を入手し、それを活用する能力を身に付けること。
- (3) 健康を意識した規則正しい生活を送ること。
- (4) 健康診査の定期的な受診等により健康状態を把握すること。
- (5) 健康状態に応じて、必要な生活習慣の改善を図り、必要な治療を受けること。
- (6) かかりつけ医(歯科及び薬局を含む。)を持つこと。

2 市民は、自らの健康に関する知識及びそれを活用する能力を他の市民の健康づくりに広く活かすよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、法令に基づいて実施されるもののほか、従業員が健康づくりに取り組むことができる職場環境の整備に努めるものとする。

2 事業者は、市が実施する健康教育事業のほか、健康づくりに関する施策の推進に積極的に協力するものとする。

(地域組織の役割)

第6条 地域組織は、当該地域の住民の健康づくりに関する活動に積極的に取り組むよう努めるものとする。

2 地域組織は、市が実施する健康相談事業のほか、健康づくりに関する施策の推進に積極的に協力するものとする。

(福祉団体の役割)

第7条 福祉団体は、市民の健康につながる活動の充実及び福祉団体相互の連携に努めるものとする。

2 福祉団体は、市が実施する健康増進事業のほか、健康づくりに関する施策の推進に積極的に協力するものとする。

(保健医療関係団体の役割)

第8条 保健医療関係団体は、市民が保健医療サービスを安心して、かつ、適切に享受できるように配慮するとともに、健康づくりに関する施策に積極的に協力するものとする。

2 保健医療関係団体は、市が実施する各種健康診査のほか、健康づくりに関する施策の推進に積極的に協力するものとする。

(市の責務)

第9条 市は、市民の健康に関する現状、要望等の調査及び分析を行い、健康づくりに関する施策を実施しなければならない。

2 市は、市民、事業者、地域組織、福祉団体及び保健医療関係団体に対し、健康づくりに関する施策等の情報提供を行い、健康づくりに関する意識の醸成及び向上に努めなければならない。

3 市は、健康づくりを推進するために必要な支援及び環境整備に努めなければならない。

4 市は、健康づくりに関する施策を推進するために、国、県、他の市町村等と連携を図るよう努めなければならない。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。